

米原市自治基本条例

－ 解説、解釈・運用版 －

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの基本原則（第3条－第7条）
- 第3章 まちづくりの役割分担および協働（第8条－第12条）
- 第4章 市政情報の管理および運用（第13条－第15条）
- 第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務（第16条・第17条）
- 第6章 市の責務（第18条－第23条）
- 第7章 地域自治活動（第24条）
- 第8章 他の公共機関との関係（第25条－第27条）
- 第9章 米原市自治基本条例推進委員会（第28条）
- 第10章 最高規範（第29条）
- 第11章 条例の改廃（第30条）

米原市自治基本条例「解説、解釈・運用」は、本条例に基づくまちづくりが積極的に進められるために、条例が検討された経過や、条文には明記されていないが特に示しておく必要があると議論されたものを、条文の補足として書き加えたものです。

* 解説：つくる会・市議会でどのような議論がされ、各条項が規定されたかを記しています。

[解説文中では、極力「つくる会」を省略した表現としています。]

* 解釈・運用：条文だけでは読み取りにくい部分の解釈や、実際の運用に関することを記しています。

[「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」は、「つくる会」と表記しています。]

平成18年7月1日公布

平成18年9月1日施行

前文

米原市は、伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び交い、梅花藻が咲き、豊かな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は、古代から人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また、人々は深い信仰心をもち助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しいまちづくりをすすめる条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を、国際社会に広げつつ、さらに輝かしく発展させていきます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々を育み、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきます。

市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるよう、ここに米原市自治基本条例を制定します。

[解説] 前文では、米原市におけるまちづくりの全体的な精神・理念をわかりやすい言葉で表現し、まちの特徴・地域資源の潜在能力を次代に継承し、まちの将来への展望・光を市民統合のシンボルにしようという考えのもとで検討を重ねられたものです。

特に、2度にわたる市町村合併を経験した時期に検討を重ね、新しいまちとして歩み出す時に立案した条例であることから、合併による相乗効果も得た新しいまちの発展を期待して、前文中に「合併」の文字が重ねて使われています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、米原市が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者等および市の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的とする。

[解説] 自治基本条例は、まちづくりの将来像を理念・原則として、全体の構造や仕組み・進め方の基本的な事項を明確にするために制定したものであり、検討してきた内容・キーワードを整理し、第1条の「目的」として成文化しているものです。

「目的」として整理する段階で、“自主・自立”“持続的発展”“役割分担”“自治の確立”が条例の目指す将来像にとって重要であることから、これらの内容を盛り込むように検討されました。

[解釈・運用]

第1条では、この条例の目的とするところを明確にしています。世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりのために、何をすべきか・しなければならないか、そのためのそれぞれの役割や権利、責務等を明確にして、米原市の自治の確立と市民福祉の向上を図ることを条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) 市 米原市の議会および執行機関をいう。

(3) 事業者等 次に掲げるものをいう。

ア 事業者 市内に事業所を有する営利法人をいう。

イ 団体等 市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。

ウ 市民自治組織 市内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。

(4) 協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、市民、事業者等および市が相互補完的に対等な立場で連携および協力をすすめることをいう。

(5) 持続的発展 世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きとした市民の地域的連帯を享受することができる社会の発展のあり方をいう。

【解説】 本条例で特に説明が必要なものを定義として規定したのですが、数多くなって条文自体が読みにくくならないように、重要な文言に絞られました。条文に記載できなかったものについては、解釈・運用で記載することとし、特に記載の必要な語句等についても意見が交わされました。

【解釈・運用】

用語の定義として、特にこの条例で使い方を決めているものや重要な語句を説明しています。

「市民」は、米原市に密着した関係を持つ個人とします。まちづくりに大きく関係する人として、市内に住所を有する人^{※1}、市内の事業所で働く人や市内の学校に通う人を市民と定めています。

「執行機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および公営企業をいいます。いわゆる“米原市役所”のイメージに近いのが「執行機関」で、「市」という場合は(2)のとおり「米原市の議会および執行機関」を指しています。

「事業者等」は、営利目的であるか否かを問わず、米原市のまちづくりの利害共有者^{※2}とします。まちづくりを進めるうえで、事業者の権利や責務を明確にしていくことが必要であるため、営利法人も事業者等としています。また、地域活動の主体である自治会をはじめ、市内で活動する NPO 法人や団体等も事業者等に含めています。

「協働」は、それぞれ自立した立場・活動において、お互いの不足する部分を補い合い、ひとつの目的を達成するために連携・協力することをいいます。また、本条例では、「参加」は主体的に関与すること、「参画」は政策の立案、実施および評価に責任を持って主体的に関与することをいいます。

※1：米原市で外国人登録を有する者を含む

※2：まちづくりに直接・間接的に関係する者

第2章 まちづくりの基本原則

【解説】 この条例の目的を達成するために、本条例の全体に係る重要な事項・まちづくりの全てに通じるものとして、第2章に5つのまちづくりの基本原則が規定されました。

(市民主権)

第3条 住民は米原市の主権者であり、市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。

2 市民はまちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。

【解説】 まちづくりの主役は市民であるという共通の認識のもとで検討作業が行われましたが、市民主権と参政権の関係で大きな議論となりました。条例骨子では、まちづくりの主権者を市民とし「市民主権」という表現を用い、解釈等で“まちづくりにかかる主権者であり参政権を含まない”ことを明記することでまとまりました。

本条例では、つくる会の検討経過とパブリックコメントでのご意見や市議会との調整を踏まえて、「市民主権」の考え方をいながらも、第1項で住民の主権者規定、第2項で市民がまちづくりの主役であることを規定し、この2つのことを称して「市民主権」としました。

まちづくりは、市民が責務として行うものというだけでなく、「主権者である市民がまちづくりを行うことができる」という主体的な考えに立って「市民主権」という権利規定として規定されました。

[解釈・運用]

米原市の主権者が住民であることと、市民がまちづくりの主役であることを確認し、まちづくりの主権者（参政権は含まない）が市民であることを規定し、自主・自立による協働のまちづくりを進めることとします。まちづくりの主権者である市民が、主体的にまちづくり活動を行うことが必要であり、地域の将来は市民自身が決め、自ら実践していくことが重要となります。

（役割分担および協働）

第 4 条 市民、事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

[解説] 「市民がまちづくりに参加していくことを盛り込むことが重要である。」「地方分権の時代で、市職員は減っていく、財政は厳しくなっていく、市民ニーズは多様化していく。このような状況の中でまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに積極的に取り組んでいく協働というスタイルが必要である。」という意見など、市民のまちづくりへの関わりについて議論がされました。

[解釈・運用]

まちづくりの関係者は、自立した考え・活動の下にお互いの不足するところを補い合い・協力し合って、対等な立場でまちづくりを推進することとしています。また同時に、持続的なまちづくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要としています。

（持続的発展）

第 5 条 まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、持続的な発展に寄与するものでなければならない。

[解説] 「次の世代に対して責任を持つことが持続的発展である。」という意見から、環境・経済・社会的な繋がりという資源を子や孫たちが享受できる持続可能な地域づくりが必要という議論がされました。

[解釈・運用]

今の米原市だけを考えるのではなく、これから 50 年後、100 年後の良好な環境・健全な地域経済・市民の地域の連帯等を踏まえた、世代を超えた持続的なまちづくりに取り組むこととしています。

（多様性の尊重）

第 6 条 すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。

2 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない。

[解説] 合併して誕生したまち・米原市として、ただ単にいろいろなものが混ざり合うだけでなく、旧町のまちづくりの特性を活かしながら、米原市らしさに繋げていく必要があるとの思いで議論がされました。

[解釈・運用]

ここでは、自治の確立のため市民の基本的な人権の尊重と公共的活動の保護等を規定しています。また、市はそれらの権利を守る責務を負うこととします。

米原市のまちづくりは、自分達と違うものを排除・敬遠するのではなく、他者を認め合い・共存することにより、多様で自主性を尊重した形で進めることとします。米原市は、合併して誕生したまちです。それぞれ歴史や文化的な特性を活かしながら米原市らしさを築き上げていきます。

（情報の共有）

第 7 条 まちづくりに関する情報は、米原市の公共的財産であり、市民、事業者等および市において共有されることを原則とする。

[解説] 住民参加・参画、協働によるまちづくりを進めるためには、「市が何を考え・何をやっているかが分からな

れば、何も始まらない・始められない。」このような議論から、情報に関してさまざまな検討が行われ、情報の提供・公開から、さらに進んで共有としてまとめられました。

[解釈・運用]

協働のまちづくりを進めるためには、情報は欠くことのできない資源です。情報は、活用されることが重要です。このため、この条例では情報の提供や公開だけではなく、情報の共有として位置付けています。また、市の持つ情報だけではなく、自治会や団体等が持つ情報も共有していくことが、よりよいまちづくりには必要となります。

第3章 まちづくりの役割分担および協働

(市民の役割)

第8条 市民は、地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および市と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進するものとする。

[解説] 市民の役割を規定するときに、責務とするのか・義務とするのかについて議論が交わされ、まちづくりに参加するということは自主性を重んじるべきことがらであり、責務として規定されることとなりました。

[解釈・運用]

市民のまちづくりへの関与の方法は、個人としての活動や自治会・NPOなどの団体活動への参加などいろいろな形態がありますが、市民の皆さん一人ひとりの活動の積み重ねがまちづくりの基本です。よりよい米原市とするために、自立の上で、協働によるまちづくりを推進していきます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、まちづくりの利害関係者として地域社会の公益に資する資源を提供するものとする。

[解釈・運用]

企業などの事業者も、事業活動を通じた健全な地域経済の持続的発展、米原市の発展を担うことに加え、まちづくりの利害共有者・地域社会の一員として、企業の社会的責任などを通してまちづくりに貢献することとしています。「地域社会の公益に関する資源」は、提供の方法や受け取り方によって無限のものであります。

(団体等および市民自治組織の役割)

第10条 団体等および市民自治組織は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができるものとする。

[解説] ここでは、自治会についての議論が活発に行われました。「米原市は、自治会（コミュニティ）が崩壊していないというよいところがあり、米原市のまちづくりを進めるうえでの重要な組織として、今後どう繋げていくかが大きな課題となる。」「自治会は、市民が参加できる最小単位のコミュニティであり、補助金や行政の受け皿、また行政への要求機関から脱却して、自主・自立のまちづくりができる組織へと変わっていく必要がある。」このような思いの中で、NPO法人や各種団体などとの違い、連携も意識しながら規定されました。

[解釈・運用]

団体や市民自治組織などについて、自分たちの活動だけでなく、市との協働を含め、公共サービスの担い手として位置付けています。自治会や団体などは、その地域の課題を一番的確に捉えることができ、地域にあった問題解決の方法も考え、実行に移すことができます。そのため、分野や事業内容に制限を設けず「広く担うことができる」と規定しています。

(市の役割)

第11条 市は、行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事務に限定するよう努め、地域社会全体の円滑

かつ効率的な公共的活動に対し必要な支援を行うものとする。

[解釈・運用]

協働のまちづくりを推進するために、これからは行政が実施することが真に必要なものに事業等を限定するよう努めていくことを規定しています。これは、少数を対象としたり非効率な事業等を切り捨てるものではなく、前条で団体や市民自治組織が「公共的サービスを広く担うことができる」と規定したことに対し、公共サービスの担い手としての市民や事業者等の活動領域を確保していくことを目的として定めたものです。

また、市民や事業者等の自主的なまちづくり活動に対し、必要に応じ事業の調整や人的支援などのまちづくり活動支援を行うことも規定しています。

(協働)

第12条 市民、事業者等および市は、まちづくりを推進するため、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて協働を行うものとする。

2 市は、まちづくりにおける参加、参画および協働に関する基本事項は、相互補完の理念に基づき、その内容等を整備するものとする。

[解説] 協働を実践していく中で重要なこととして、市民活動は自主性が尊重されるものでなければならない。そして、参加・参画・協働は、思いつきでするものでなく、一定のルールのもとで実践することが必要であることが話し合われました。

[解釈・運用]

まちづくりの関係者は、自立した活動の下で役割分担と連携・協力を行うこととします。自立によるまちづくり活動は重要ですが、よりよいまちづくりとするため連携・協力による協働について定めているものです。市では、今後どのように協働を進めていくのか、その基本原則などをまちづくりの参加・参画・協働のルールとして定めることとなります。

第4章 市政情報の管理および運用

(知る権利)

第13条 市民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理する情報を知る権利を有するものとする。

2 市は、市民および事業者等の知る権利を保障するため、適切な時期に、適切な方法で情報を提供し、または求めに応じて情報を公開しなければならない。

[解説] 知る権利を保障するためには、市からの情報の提供や公開と、共有が必要であるとの議論の一方で、市民は積極的な情報の収集と確認に努める必要があるとの意見が交わされました。

また、知る権利の範囲について、三者による協働のまちづくりを築き上げていくためには、事業者にも知る権利があってこそ対等の関係ではないのかとの議論から、市民と事業者等の知る権利を規定されました。

[解釈・運用]

ここでは、まちづくりに関する情報について「知る権利」として規定しています。市は、市民が必要とする時期に情報提供することと、情報提供が十分でないときは申し出に応じて情報を公開することにより、市民や事業所等の知る権利を保障しているものです。[情報の公開は、米原市情報公開条例に基づくものです。]

(情報の整備、公開および提供)

第14条 市は、まちづくりにおける市民の参加および参画を有効に機能させるため、計画、実施および評価の段階における情報を市民に提供しなければならない。

2 執行機関は、まちづくりに係る情報を迅速に整備し、開示するとともに、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、市民および事業者等と情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 議員は、議会活動に関する情報について、市民に開示し、説明するよう努めなければならない。

[解説] 情報の提供を行うことは、市民からの要望があつてからではなく、市が自ら積極的に出していくことが必要であり、市民が判断して行動できるようにするためという意識が必要であるとの意見が交わされました。また、そのためには、物事が決まってからではなく、計画の段階から情報を提供していくことの必要性について議論がされました。

[解釈・運用]

市におけるまちづくりの情報の取り扱いを、執行機関、議会そして議員について定めています。ここでは、まちづくりを市民の皆さんと共に進めるために、計画・実施・評価の各段階での情報提供を位置付けています。

(個人情報の保護)

第15条 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じなければならない。

[解釈・運用]

個人情報に関する権利の保障と、市が個人情報を厳重に管理すべきことを定めています。[個人情報の保護は、米原市個人情報保護条例に基づくものです。]

第5章 市民および事業者等の権利と責務

(まちづくりへの関与)

第16条 市民および事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりにおける参加、参画および協働の権利を有する。

2 市民および事業者等は、原則として市による計画、実施および評価の活動に参画する権利を有する。

3 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。

4 市民および事業者等は、まちづくりに関与する場合には、自らの意見と行動が公益を増進させるよう努めるものとする。

5 事業者等は、事業活動にあたり、市および市民の公益ならびに地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

[解説] 「市民がまちづくりに関わっていくには、言いっ放しでなく責任を持つことが重要である。」「行政任せから脱却し、参加することに責任を持つことが必要であり、参加・参画・協働は求める権利ではなく、することのできる権利である。」との意見から、自主的で積極的な活動が重要であると議論がされました。

[解釈・運用]

まちづくりに積極的に関わることができるよう、市民や事業者等のまちづくりに関する権利や責務を定めています。参加、参画そして協働によるまちづくりへの関与を権利として規定し、その対象も年齢や事業者の規模および性格によらず、必要に応じて市民・事業者等以外のまちづくりの利害共有者を含むこととしています。また、まちづくりへの関与は責任あるものでなければならないことを、責務として規定しています。

そして、米原市をよりよくするための活動等については、必要に応じて市の支援を受けることができる権利を規定していますが、本条例の目的にもあるとおり自主・自立が確保されることが前提です。

(市民投票)

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】 市民投票については、投票権の年齢や投票制度などについて議論がされました。年齢について、20歳未満の市民も対象にすべきとの議論の中で、18歳以上の市民ということで考えるべきではないかとの意見や、これから50年先や投票案件を考えれば中学生も含まれてくることもあるのではないかという意見の中で、つくる会としては“18歳以上の市民を対象者にする”ことを答申に盛り込むこととされました。

また、市民投票の本来の目的を達成するためには、情報不足の中での投票は問題であるとの認識から、情報の取り扱いについて条文に明記することとなりました。

【解釈・運用】

市民投票については、市長や議会には議案提出権があるため、ここでは住民発意による制度を規定しています。住民発意では地方自治法の定めによる直接請求権がありますが、自治の確立のため住民の総意を明らかにすることができる市の制度として市民投票を定めています。

投票は、協働のまちづくりを進めるうえで、米原市の将来にかかわる重要課題の解決のために市民の意思を的確に反映させるためのひとつの方法です。まちづくりは、情報を共有し、参加・協働により進めるものであり、市民投票に至らなくても解決できるものが多いとも考えられます。市民投票は、市民の意思確認をする最終手段と位置付け、本条例では制度として担保するものであり、具体的な投票制度に関しては別の条例で定めることとしています。投票制度には常設型と個別条例型がありますが、本条例では市民投票の制度を担保しているものであり、どちらかを特定するものではありません。米原市の現状では、住民発意によることで投票により確認することの必要性を確認し、条例案を議会で審議することで、市民投票により市民の総意を明らかにすることが必要な重要案件であるか、また費用をかけてでも実施すべきなのかをチェックすることができるため、個別条例型が望ましいと考えられます。しかし、移りゆく時代の中で、社会情勢等により判断を行っていく必要はあります。

また、投票権の範囲については投票制度の条例で定めることとなりますが、社会情勢等を考慮し20歳未満の市民についても対象者としていくのか検討していく必要があります。

第6章 市の責務

(まちづくりの姿勢)

第18条 市は、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最少の費用で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりの推進にあたり、自立した都市経営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

3 市は、事業者等の組織および運営に関し、その自主性および自立性を損なうおそれのある介入または関与をしてはならない。

4 執行機関は、市民の参加、参画および協働の基盤形成を支援するため研修および啓発を行うものとする。

【解説】 ここでは、特に自立した活動を活性化するための、市の関わり方について議論がされました。「市が、市民組織のようなものをつくって動かすというようなことや、事務的なことを市が引き受けてしまうような、自立を阻害するようなことは、もうやっつてはいけない・やらないで欲しい。」「市は、市として関与すべきことがあるはずであり、そのような内容に限定していくべきだ。」という意見が出され、議論の結果のひとつとして、協働のまちづくりの基盤形成としての研修や啓発の実施が条文として規定されました。

【解釈・運用】

市は、計画的な事業の実施と効率的な都市経営に努めることを定めています。都市経営は、経営的な手法で自治体を運営することですが、本条例では、行政が主体的に地域の経営資源を活かし、地域の持続的発展を図

るといふ広い視点に立った政策展開を行うことも含むものとします。

また、市はまちづくりに取り組む団体等の自主性を尊重するため、自主・自立を損なうような関与をしてはならないこととしています。しかし、自立の促進や補助金の適正執行に関することなど、自主性を尊重した自立のための関与はできることになっています。そして、協働のまちづくりの実現のため、支援のひとつとして参加・協働のための研修等を実施することも定めています。

(倫理規範の確立)

第19条 市は、市民の信頼に応え、法令を適切に解釈し運用しなければならない。

2 市は、違法な手段による要求および米原市の行政執行に関し公正性を損なう不当な要求に応じてはならない。

3 市は、議員および市の職員が職務上受けた不当な要求を排除するため、組織的かつ制度に基づいて対応しなければならない。

4 市の職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令および指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。この場合、市は、当該職員に対して不当または不利益な扱いをしてはならない。

【解説】 市の倫理規範の確立を検討する中で、市民の信頼を得るための、不当な要求に応じないための組織・制度的対応の必要性と、法律を使いこなすという内容の議論が行われました。法令を守ることに終始したり、逆に法律を盾にした市民(まちづくり)対応をするのではなく、市民サービスやまちづくりのために柔軟で建設的な運用ができることが必要であり、そのための職員の能力向上も必要であるとの意見がありました。

【解釈・運用】

ここでは、法令遵守(コンプライアンス)を倫理規範の確立という位置付けで規定しています。

市は、米原市のまちづくりのために、法令を適切に解釈し運用しなければならないこととしています。

また、市民との信頼関係を築くためにも、違法または不当な要求に対しては組織の内外を問わず適切な対応をすることを定めています。特に市の内部に関しては、上司等から指示があったら無批判に従うのではなく、その指示を撤回させるための内部システムによって自浄することが必要です。不当な要求と判断するのは職員ですが、受けた指示等が自分の主義思想に反するから不当であるという理由で無制限に対応できるのではなく、公益(まちづくり)の秩序維持に反するものでなければなりません。

(議会の責務)

第20条 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。

2 議会は、調査、政策提起および意見の提出等を活性化するため、具体的な対応をしなければならない。

【解説】 「議会は、住民の代表、市全体の政策議論の場という位置付けから、一つの章を起して記述してもいいのではないか。」「地方自治体は、二元代表制で議会と執行機関は対等であり、国における関係とは違うものであるため、議会だけ別の章で構成するということが好ましいのか、市という捉え方の方が良いのではないのか。」などの議論があり、市のまちづくりの体系を意識した条例の構成も検討されました。

【解釈・運用】

議会の責務について、執行機関の監視や牽制の機能と、政策提起等の具体的な対応を求めています。

(議員の責務)

第21条 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。

【解釈・運用】

議員の責務として、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。

(市長の責務)

第22条 市長は、米原市の代表者として主権者である市民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり公正かつ誠実に市政運営にあたり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。

2 市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民および事業者等にわかりやすく説明するとともに、予算編成に係る情報をわかりやすく提供しなければならない。

[解釈・運用]

市長の責務として、この条例にのっとり市政運営により持続可能な都市経営を行うべきことと、市政の基本方針などをわかりやすく説明すべきことを定めています。

(職員の責務および権利)

第23条 市の職員は、市民および事業者等との協働に基づき、米原市の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善および効率的な事務の執行に努めなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努め、そのために必要な支援を受けることができる。

[解釈・運用]

市の職員が、米原市のまちづくりのために果たす職責と、その責務を果たすために必要な内容や権利を定めています。

第7章 地域自治活動

(市民自治組織)

第24条 住民は、地域社会における良好な自然的、社会的および歴史的環境の維持ならびに増進のため、共同活動を行う市民自治組織をつくることができる。

2 市民自治組織は、必要に応じ市の事業の委託を受け、市と連携して協働事業を実施することができる。

[解説] 「自治会という組織は、どうしても隣組の組織になる。これは、必要な組織であり、より必要になっていくだろうが、それだけでは限界が出てくる。効率化の点やより大きな課題への取り組みということでは、自治会を超えた連携による枠組みも必要である。」など、より広域的な市民自治組織を考えるうえで、NPO法人や各種の団体との関係をどう捉えるか・どう位置付けるかも考えていかなければならないなどの、今の米原市にない新たな活動組織について議論が行われました。

このコミュニティ活動の議論は、市民自らがまちづくりの担い手として、市民の多様なニーズを尊重し、活力ある自治社会をつくるために活動するものであるという共通認識のもとで進められました。

[解釈・運用]

米原市のまちづくりを担うより身近な基礎団体として、特定の地域における包括的な事業を実施する組織として「市民自治組織」をつくることとしています。市民自治組織は、独自の公共サービスだけでなく、必要に応じ市の事業を受託し、または協働により事業を実施できるものと位置付けています。

現在の米原市のまちづくり・地域自治の根底は、自治会活動が主流であり、大きなウェイトを占めています。そしてこれからも、自治会が中心となった地域活動が活性化し、公共サービスの一部を担っていくことが期待されます。しかし、自治会単位での対応はサービスの内容や効率の点から、必ずしもベストなものばかりではありません。もう少し広い範囲で実施する方が有効な場合もあります。そういう時に、自治会等がお互いに手を取り合い、協力して活動を行っていくために市民自治組織をつくることとしています。市民自治組織は、自治会とそれらの集合体も含めた、身近な地域を基盤として活動する自治組織としています。

地域を基盤とした自治組織については、学校区などによる一律の割り振りによるものでなく、生活領域をベースとした住民の自治と政策形成・実施が可能な範囲であることが重要です。これからの様々なまちづくり活動を通して、地域の自然資源や歴史資源等、経営資源に根づいた、地域の個性を重視した地域づくりが最大限

発揮できる市民自治組織の創造が求められることとなります。また、米原市全体の組織状況や取組状況によっては、行政の権限を分掌できるような法的根拠のある組織^{※3}の位置付けの検討を行う必要もあります。

※3：地方自治法 第7章 第4節 地域自治区（第202条の4～第202条の9）

第8章 他の公共機関との関係

（他の地方公共団体等との関係）

第25条 市は、米原市の公益を増進させるために、他の地方公共団体等との広域的連携および協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

〔解釈・運用〕

県・市町村を含む他の地方公共団体等との関係を定めています。他の地方公共団体等には、地方公社・地方公団・地方独立行政法人等を含むこととしています。

（国および関連機関との関係）

第26条 市は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国との適切な役割分担の原則にのっとり、国およびその関連機関との適切な連携および協力をすすめるものとする。

〔解釈・運用〕

米原市のまちづくりのために、国等との関係を定めています。

「地方自治の本旨」とは、憲法第92条で謳われている、地方の政治と行政を地方公共団体に委ねる“団体自治”と、その地域の住民の意思によって行政を処理する“住民自治”とによって構成される原則です。また、「国との適切な役割分担の原則」は、地方自治法に規定^{※4}されているものです。

※4：地方自治法 第1条の2 地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則

（国際社会との関係）

第27条 市は、国際社会における諸原則および国際的合意ならびに国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて市民福祉の向上と地域社会の発展を図るよう努めるものとする。

〔解釈・運用〕

米原市は、国際社会の一員として国際社会のルール等に配慮した活動を通じて、米原市の発展を図っていくことに努めることとしています。

第9章 米原市自治基本条例推進委員会

（米原市自治基本条例推進委員会の設置等）

第28条 市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、米原市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- 2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。
- 3 推進委員会は、この条例の運用に係る市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。
- 4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、市長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

〔解説〕 「自治基本条例は、市民参加でつくり上げていくことで検討を進めているが、条例が出来上がった後に、条例の執行にも市民参加できる仕組みが必要である。」との意見が交わされました。

[解釈・運用]

この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証評価する組織として推進委員会を設置するものです。推進委員会は、定期的に運営状況の検証評価等を行う他、自主的に調査することができることとしています。

また、この条例の改正等に関する審議を行う組織としても位置付けています。

第2項における「定期的」とは、本条例を形骸化させないために最低限年1回の開催とします。

第3項の「関係者」は、まちづくりのあり方を調査するために必要なものであるため、限定的な捉え方ではなく目的達成のために必要な者とします。

第10章 最高規範

(最高規範)

第29条 この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。

[解説] 「自治基本条例は、行政が遵守するだけでなく、市民も行政も関係者全員が条例を守ることが重要である。」

「この条例は、守り・育てることにより、最高規範としての条例の位置付けになる。」このような、各意見の中で検討が進められました。

[解釈・運用]

この条例を、米原市のまちづくりの理念として最高規範と位置付けています。この条例に基づいたまちづくりをすすめることにより、この条例を本当の意味での最高規範としていかなければなりません。

また、市はこの条例に反する条例や規則の制定、事業執行はできないこととなります。

第11章 条例の改廃

(条例の改廃)

第30条 市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。

[解説] 市民参加でつくった条例が、市民の知らないところで条例改正されるのは問題であるとの議論から、条例の改正や廃止時における市民投票などが規定されました。その議論の中で、最高規範の条例として時代を反映できていない言葉や表現があるのは問題であり、不断の見直し・定期的な見直しという規定の方がよいのではないかとの意見も出されていましたが、将来も通用するものとして条例を検討してきた経過も踏まえ、改正に関して特別の規定を設けることとなりました。

[解釈・運用]

この条例は、米原市のまちづくりの基本理念を定めたものであり、50年、100年後も通用するものとして「つくる会」で検討を重ねていただきました。最高規範の条例であり、まちづくりの基本理念が安易に変わってしまうことのないように、市長が条例の改廃を行う場合の必要な手続きを定めています。通常の手続きとしては、推進委員会へ意見を求め、市民投票を実施し、半数以上の賛成があれば議会に提案することとなります。

議会では、条例改正のための市民投票条例で条例改正の必要性を、条例改正案で条例の改正内容を審議することになり、条例改正について議会の二重チェックがかかることとなります。

ここでの「軽微な変更」とは、関係法令の制定・改正に伴うもの、用語の変更等で条例の内容に実質的な変更を伴わない場合とします。ただし書きでは、本条の主旨から軽微な変更であっても推進委員会への意見は求めるものとし、推進委員会が軽微な変更や市民投票を不要と判断できる場合について、市民投票の例外規定を設けたものです。